				(六)		(七)		(八)		(九)	(十)	(十一)
				主索又は鎖の緩み検出装置（間接式のエレベーターに限る。）		はかり装置（乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであって、特殊告示第一第六号に掲げるもの以外のものに限る。）		プランジャー		プランジャストッパー	シリンダー	防火区画貫通部
主索又は鎖及び調速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	止め金具及びその取付部の損傷の状況	取付けの状況	作動の状況	取付けの状況	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況	取付けの状況	劣化の状況	取付けの状況	劣化の状況	設置及び作動の状況	取付けの状況	油圧配管、電線及び作動油戻し配管の防火区画貫通部の状況
目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。	検出装置を作動させ確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	かご上又はピットにおいて目視又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合にあっては、全長を詳細に確認する。	目視及び触診により確認する。	リミットスイッチを無効とした上でかごを上昇させ、作動の状況を確認する。	目視により確認する。	防火区画貫通部の措置の状況を目視により確認する。
取付けが確実でないこと。	止め金具又はその取付部に損傷があること。	取付けが堅固でないこと。	作動しないこと。	令第百二十九条の十第三項第四号の規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと。	構成部材の取付けが堅固でないこと。	著しい損傷又は腐食があること。	著しい損傷又は腐食があること。	著しい油漏れがあること。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと。	著しい損傷又は腐食があること。	令第百十二条第十五項又は令第百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。
											ナットに緩みがあること。	

| | | | | | | | | | | |